

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県大分市大字迫776番地の1
 氏 名 株式会社マテリアルデポット
（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 岸博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第3項の許可を受けた者であることを証する。

不許複製

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和5年1月17日
 許可の有効年月日 令和10年1月16日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成30年1月17日	
更新許可	令和5年1月17日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無